○中国地方整備局告示第三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十六日

中国地方整備局長　栗田　悟

路線名	供用開始の区間
百八十五号	東広島市安芸津町風早字江川一一二二番一から同市安芸津町風早字原一一九五番二三まで

供用開始の期日　平成二十六年二月二十六日

○四国地方整備局告示第二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十六日

四国地方整備局長　三浦　真紀

一　施行者の名称　徳島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第二千四百七十六号徳島東部都市計画及び藍住都市計画下水道事業旧吉野川流域下水道

三　事業施行期間　自平成十二年十二月二十七日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○九州地方整備局告示第三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十六日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号

(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長	備考
	後別			
大分市大字宮崎字延命一三九〇番一から同市大字宮崎字延命一三九七番一まで	前	二五・五〇～二三一・八〇	〇・〇五七キロメートル	
	後	二六・六〇～三一・六〇	〇・〇五七キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

○九州地方整備局告示第三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十六日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百一号

(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長	備考
	後別			
行橋市大字吉国字木代一九四番一地内から行橋市大字吉国字柳二一五番三から福岡県京都郡苅田町大字二崎字一ノ坪一一三番六まで	前	一五・九〇～一五・九〇	〇・〇一二メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	二三・六〇～二六・八〇	〇・〇一二メートル	
	A	二三・六〇～二六・八〇	四・一四〇	
	B	二六・八〇～二八・二〇	四・一五二	
	A	二八・二〇～二四・二〇	四・一四〇	
	B	二四・二〇～九四・〇〇	四・一五二	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

○北海道開発局告示第十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十六日

北海道開発局長　澤田　和宏

第1　起業者の名称　北海道及び厚真町

第2　事業の種類　二級河川厚真川水系厚真川厚幌ダム建設工事

第3　起業地

1　収用の部分　北海道勇払郡厚真町字幌内地内

2　使用の部分　なし

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道勇払郡厚真町字幌内地内に施行する「二級河川厚真川水系厚真川厚幌ダム建設工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項の二級河川に係る河川管理施設に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に治水又は利水の目的をもって設置するダム及び同条第18号に掲げる水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

二級河川の管理は、河川法第10条の規定により都道府県知事が行うこととされていることから、起業者である北海道は、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。

また、厚真町は、水道法第6条の規定による認可を受けていることなどから、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

二級河川厚真川水系厚真川（以下「厚真川」という。）は、夕張山系夕張岳南麓の丘陵地帯をその源とし、山間部を南下しながら途中、日高幌内川、ハピウ川等の支川を合わせ北海道勇払郡厚真町（以下「厚真町」という。）の市街地を流下した後、チケッペ川、軽舞川等の支川を合わせながら厚真町字浜厚真において太平洋に注ぐ、流域面積366.9㎢、流路延長52.3kmの河川である。